

2026年1月30日

各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
株式会社建設技術研究所
代表取締役社長執行役員 西村達也
(コード番号 9621 東証プライム市場)
問合先 取締役常務執行役員管理本部長 松岡利一
電話 03-3668-4125

従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の導入について

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）（以下「本スキーム」という。）の具体的な内容を決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本スキームは建設技術研究所従業員持株会（以下「本持株会」という。）を通じて、当社が発行する普通株式（以下「当社株式」という。）を本持株会の参加資格のある当社の従業員のうち、本スキームに同意する者（以下「対象従業員」という。）に対し特別奨励金として付与するもので、本持株会に対する第三者割当ての方法によるものです。第三者割当てにつきましては、本日付け「第三者割当てによる自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 本スキームの導入目的

当社は、対象従業員に対し、従業員が当社株式を保有する機会を創出することにより当事者目線、経営目線を持つことや株主の皆様と一層の価値共有を進めること、及び従業員各員の資産形成を支援することを目的として、当社株式の割当てのための特別奨励金（以下「本特別奨励金」という。）を支給し、本特別奨励金の積立をもって本持株会に当社株式を割り当てます。

2. 本スキームの概要

本スキームにおいては、本持株会に参加する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して積立てることとなります。本持株会は、対象従業員から積立てられた本特別奨励金を取りまとめ、当社に対して払い込むことにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本プレスリリース末尾に記載の「（ご参考）本スキームの仕組み」もご参照ください。

3. 本スキームにおける当社株式の付与について

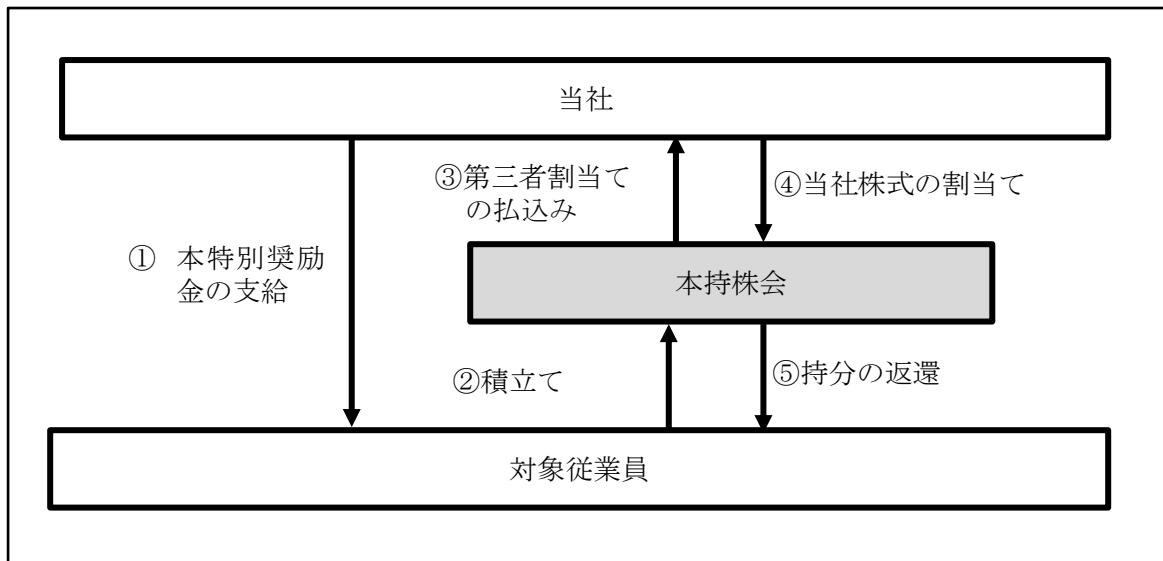
当社は、本スキームにつき、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式 740,575 株（2025 年 12 月 31 日現在）のうち 59,500 株（約 176 百万円相当）を本持株会へ処分することを決議しました。処分先となる本持株会の概要は以下のとおりです。

- (1) 名称：建設技術研究所従業員持株会
(2) 所在地：東京都中央区日本橋浜町3-21-1 (日本橋浜町Fタワー) [(株)
建設技術研究所内]
(3) 理事長：金子 光夫
(4) 保有株式数：2,159,748 株 (2025年12月31日現在)
(5) 保有比率：7.62% (発行済株式総数に対する比率)

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券届出書を本日付で提出しております。なお、有価証券届出書に記載しました処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）は、最大値であり、実際に処分する株式の数は、対象従業員の数に応じたものとなります。本持株会は、本日開催の持株会理事会での決議を経て、十分な周知期間を設けて当社の従業員に対する参加プロモーションを実施し、本持株会への参加希望者を募ります。このため、実際は本持株会への参加に至らない従業員又は退職脱落者などが生じ得ますので、対象従業員の数は最大値の想定より少なくなる可能性があります。対象従業員の数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）等につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

(ご参考)

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



以上